

公益社団法人 日本オーケストラ連盟

事務局 退職金規程

(適用範囲)

第1条 この規程は、職員の退職金について定めたものである。

- ② この規程による退職金制度は、本連盟に雇用され勤務するすべての職員に適用する。ただし、勤続年数1年未満の者又はパートタイマーもしくは日雇その他の臨時職員については本規程を適用しない。

(支給額その1)

第2条 職員が次の事由により退職する場合は、退職時における基本給の月額（年俸の1/2分の1）に勤続年数に応じて別表の支給基準率のA欄に定める率を乗じて算出した退職金を支給する。

1. 死亡
2. 業務上の事由による傷病
3. 止むを得ない業務上の都合による解雇
4. 定年

(支給額その2)

第3条 職員が次の事由により退職する場合は、退職時における基本給の月額（年俸の1/2分の1）に勤続年数に応じて別表の支給基準率のB欄に定める率を乗じて算出した退職金を支給する。

1. 自己都合
2. 業務外の事由による傷病

(退職金の不支給・減額)

第4条 次の各号の一に該当するものについては、退職金を支給しない。ただし、事情により第3条により算出した退職金の支給額を減額して支給することがある。

1. 懲戒解雇された者
2. 退職後であっても在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

- ② 退職金の支給後に前項第2号に規定する事由が発見された場合は、支給した退職金の返還を求めることができる。

(勤続年数の算出)

第5条 勤続年数は最初の勤務の日から起算し、退職の日までとする。勤続年数の1年未満の端数月は月割りとし、1カ月未満は切り捨てて計算する。

- ② 休職期間は勤続年数に算入しない。ただし業務上の傷病による休職期間は  
この限りではない。

(金額の端数計算)

第6条 退職金の最終計算において、100円未満の端数があるときはこれを切り  
上げる。

(支払の時期および方法)

第7条 退職金の支給は退職又は解雇の日から30日以内に、その全額を通貨また  
は銀行振込をもって支払う。

(退職慰労金)

第8条 在職中に勤務成績が優秀であった者、および特に功労のあったものに対し  
ては退職慰労金を支給することがある。退職慰労金の額については、総会の  
定める予算の範囲内で、理事会の議を経て理事長がその都度定める。

(受給権者)

第9条 職員が死亡した場合の退職金又は退職慰労金は、死亡当時本人の収入によ  
り生計を維持していた遺族に支給する。

- ② 前項の遺族の範囲および支給順位については、労働基準法施行規則第42  
条から第45条の定めるところを準用する。

## 附 則

1. 勤続年数は、日本オーケストラ連盟設立の時から勤続年数を加算したものと  
する。
2. この規程は、本連盟の設立登記の日から実施する。

(別 表)

### 退職金支給基準率表

勤続 年数	支給基準率		勤続 年数	支給基準率	
	A	B		A	B
年	ヵ月	ヵ月	年	ヵ月	ヵ月
1	1.0	-	26	26.0	18.2
2	2.0	-	27	27.0	18.9
3	3.0	1.5	28	28.0	19.6
4	4.0	2.0	29	29.0	20.3
5	5.0	2.5	30	30.0	21.0
6	6.0	3.0	31	31.0	24.8
7	7.0	3.5	32	32.0	25.6
8	8.0	4.0	33	33.0	26.4
9	9.0	4.5	34	34.0	27.2
10	10.0	5.0	35	35.0	28.0
11	11.0	6.6	36	36.0	28.8
12	12.0	7.2	37	37.0	29.6
13	13.0	7.8	38	38.0	30.4
14	14.0	8.4	39	39.0	31.2
15	15.0	9.0	40	40.0	32.0
16	16.0	9.6	41	40.0	36.0
17	17.0	10.2	42	40.0	36.0
18	18.0	10.8	43	40.0	36.0
19	19.0	11.4	44	40.0	36.0
20	20.0	12.0	45	40.0	36.0
21	21.0	14.7	46	40.0	36.0
22	22.0	15.4	47	40.0	36.0
23	23.0	16.1			
24	24.0	16.8			
25	25.0	17.5			